

修繕契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする修繕の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書記載の修繕（以下「修繕」という。）を頭書記載の履行期限（以下「履行期限」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「物件」という。）を発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 第1項の設計図書に明示されていないもの又は図面と仕様書の交互に符合しないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者又は監督員の指示に従うものとする。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、物件を修繕するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監督員)

第2条 発注者は、監督員を定めたときは、原則として書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

(権利及び義務の譲渡)

第3条 発注者及び受注者は、事前に相手方による書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならないものとする。

(下請負の禁止)

第4条 受注者は、修繕の全部又は一部を第三者に請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が修繕の全部又は一部を第三者に請負わせる場合、受注者は、請負先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(報告の義務)

第6条 受注者は、修繕の履行に伴い事故が発生した場合には、速やかに事故の経緯及び被害状況等を調査し、発注者に報告しなければならない。

(設計図書不適合の場合の修正義務)

第7条 受注者は、修繕の履行部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し、又は履行期限を延長することはできない。ただし、当該不適合が監督員の指示による等発注者の責めに帰すべき事由によるときは、第8条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

(修繕内容の変更)

第8条 発注者は、必要がある場合には修繕の内容を変更し、修繕を一時中止し、若しくは履行期限の伸縮をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

(履行期限の延長)

第9条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することのできない事由により履行期限までに修繕を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面をもって履行期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議のうえ書面をもって定めなければならない。発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議のうえ書面をもって定めなければならない。
(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第10条 履行期限内に経済事情の激変又は予期することのできない事由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、発注者と受注者とが協議のうえ契約金額を変更することができる。

(損害の負担)

第11条 受注者は、修繕の履行上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において全て処理、負担しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(検査及び引き渡し)

第12条 受注者は修繕が完了したときは、速やかにその旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会のうえ検査を行い、検査に合格したものについては、直ちにその引き渡しを受けるものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について修補を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該修補を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、発注者が受注者から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(契約金額の支払い)

第13条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格し、引き渡しを終了したときは、所定の手続に従って契約金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払うものとし、契約保証金がある場合は還付するものとする。

3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(追完請求権)

第14条 発注者は、修繕物品の引渡し後、当該物品の修繕の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、当該物品の補修等による履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者の不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法とは異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することはできない。

(契約金額減額請求権)

第15条 契約不適合がある場合、発注者は相当な期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告することなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項の規定による契約金額の減額を請求することはできない。

(準用)

第16条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに解除権の行使についても準用す

る。

(発注者の権利の期間制限)

第17条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合を知った時から1年以内にその旨を通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金及び遅延利息)

第18条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に修繕を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数1日につき契約金額から出来形部分に対する契約金額相当額を控除した額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第13条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(検査の遅延)

第19条 発注者の責めに帰する事由により第12条第2項の期限内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数(以下「遅延日数」という。)は、第13条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合においてその遅延日数が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(発注者の契約解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、何ら催告を要せず直ちに契約を解除する。

(1) 次のいずれかに該当するとき。

イ 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

ロ 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者又はその使用人が検査若しくは監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴対法に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 第4条第1項但し書きに規定する下請負先が、イからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当するものを下請負先としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(受注者の契約解除権)

第21条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により修繕内容が変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき及び修繕の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって修繕を完了することが不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第22条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に修繕を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めるときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する契約代金（以下「既履行部分代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日まで契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金を相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第24条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。